

## 幼児児童生徒が新型コロナウイルス感染者等になった場合について

お子様（本人）が感染された場合は、学校・幼稚園に連絡してください。

状 況	該当者		登校園	登校園について
	本人	同居家族		
感染者になった場合	◆		×	発症した後 5 日が経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過するまで、登校園できません。（欠席扱いとはなりません。）
		◆	○	登校園できます。 （ただし、体調には十分に注意し、少しでも普段と異なる症状がある場合には無理をせず、休養してください。）

（上記の対応は、今後、変更する可能性があります。）

※児童生徒等やその家族に基礎疾患があったり同居家族に高齢者がいる場合、または感染の不安を理由に登校園を控えたい場合など、配慮すべき事情がある場合には、学校園にご相談ください。